

## 県政理解促進のための動画作成業務委託 仕様書

### 1. 業務の目的

若年層を中心に新聞、テレビなど従来の広報ツールの利用が減少していることや民間企業などで動画配信が拡大している現状を踏まえ、映像と音声を組み合わせることで情報が記憶に残りやすく、内容が理解しやすい動画を制作し、県民の県政への関心・理解を深める。

### 2. 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

### 3. 業務内容

#### (1) 概要

県が指定するテーマについて、企画、取材、撮影、編集を実施し、県に動画を納品する。納品する動画は年間 70 本以上とし、YouTube「奈良県公式総合チャンネル」で公開する。

#### (2) 制作条件等

- ①テーマやターゲット層に応じたコンセプトを設計し、動画を制作すること。
- ②県政情報や奈良県の魅力をわかりやすく効果的に伝える映像を主体とし、効果的なBGM及び映像に合ったテロップを挿入すること。
- ③動画時間は、県民に訴求できるようテーマに応じて時間やダイジェスト版の有無を提案すること。
- ④動画ごとに県が指定する規格で納品すること。
  - ・通常のYouTube動画  
アスペクト比: 16:9(横型)、解像度: 1920×1080ピクセル(フルHD)
  - ・YouTubeショート動画  
アスペクト比: 9:16(縦型)、解像度: 1080×1920ピクセル(フルHD縦型)
- ⑤YouTubeに使用するサムネイル用画像を作成すること。
- ⑥その他
  - ・県政への関心や理解が深まる独自の内容を提案すること。
  - ・本業務に使用する映像は新たに撮影を行うこと。但し、所有している映像があれば一部、使用しても差し支えない。
  - ・動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

#### (3) 県が指定するテーマ

知事定例記者会見、県政の主要施策、知事への表敬訪問、連携協定、知事視察、補助金、啓発、イベントなどから、県が指定する。

### 4. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

### 5. 著作権の帰属

この契約により制作される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含

- む。)は県に帰属するものとし、著作権譲渡に関する経費は、契約額に含む。
- (2) 県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
  - (3) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
  - (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

## 6. 事業報告

毎月、業務実施報告書を作成し奈良県に提出すること。

## 7. 成果物

本業務の成果物の納入は次のとおりとする。

- (1) 契約履行実績報告書 一式
- (2) 制作した動画のすべての電子データ一式
  - ・MP4、WMV、MOV、その他配信する媒体に適したファイル形式のデータ
  - ・編集可能な白素材のデータ
- (3) 本業務の成果物については、県の検査を受けたあと納品すること。

## 8. 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる本業務の一部(主たる部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ県に申請の上、承認を得なければならない。
- (3) 県が指定または認める軽微な部分を委任するときは、承諾を要しないものとする。
- (4) 受託者は、再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。再委託先の行為は受託者の行為とみなし、受託者は、再委託先の行為について、県に対し全ての責任を負う。なお、本項に基づく受託者の責任は本契約終了後も有効に存続する。

## 9. その他

- ・業務の遂行状況について、随時報告すること。
- ・受託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- ・本業務の実施に当たっては、個人情報や保護された権利に十分留意し、手続きが必要な場合は、原則として受託事業者で対応すること。
- ・奈良県庁で取材する場合、登大路駐車場の駐車券は県において発行する。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と十分協議して対応すること。
- ・本業務を受託しようとする者は、別添の遵守事項を理解した上で受託すること。
- ・本業務を処理するために知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 県は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。